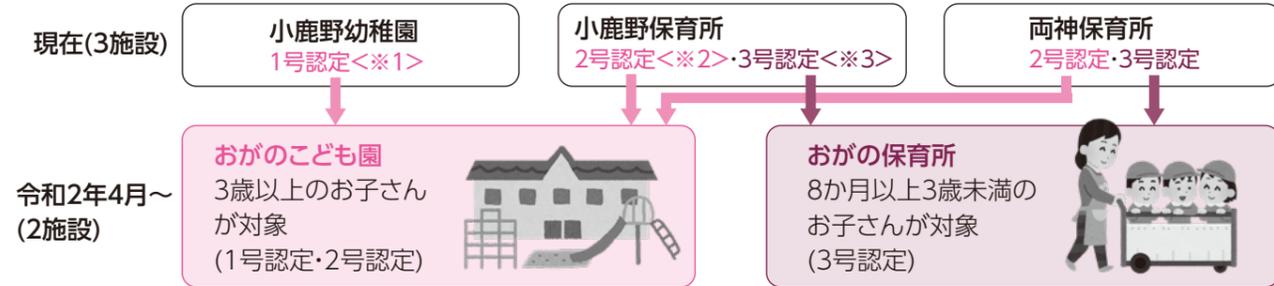


令和2年 4月から 小鹿野町幼保連携型認定こども園 「小鹿野町立おがのこども園」を開設します

幼稚園は、就学前の幼児が教育を受けるための教育施設です。保育所は、親の就労などにより保育を必要とする子どもを預かる児童福祉施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設です。町では、町立幼稚園と町立保育所に通う3歳以上のお

子さんを幼保連携型認定こども園として「おがのこども園」で一体的に教育・保育を実施し、幼児期の子どもの健やかな育成に努めます。
対象児 ● 3歳以上のお子さんが対象です。※「おがの保育所」は、8か月以上3歳未満のお子さんが対象です。



<※1> 1号認定は満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育のみ希望する場合
<※2> 2号認定は満3歳以上のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい場合
<※3> 3号認定は満3歳未満のお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい場合
問合せ ● 小鹿野庁舎・住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

令和2年度 保育所(園)&認定こども園の入所(園)児童を募集します

施設名	対象児童	募集人員	保育の必要性	開所時間
町立おがの保育所 ☎75-0342 (現:小鹿野保育所)	0歳児(8か月)～2歳児	若干名	あり	月～土7:30～18:30 (12/29～1/3は休み)
社会福祉法人小鹿野ひまわり保育園 ☎75-3354	0歳児(45日)～5歳児	若干名	あり	7:00～19:00 (1月1日以外全日開園)
町立おがのこども園 ☎75-3292 (現:小鹿野幼稚園)	3歳児～5歳児	140名	あり	月～土7:30～18:30 (12/29～1/3は休み)

町では、来年4月から新たに保育所(園)や認定こども園に入園・入所を希望する児童を募集します。希望される人は、申込書類を期間内に提出してください。
入所(園)基準 ● 次のどちらかに該当する場合です。
■ 就学前の児童で家庭状況や就労等により保育の必要性がある場合
■ 来年度3歳児から5歳児(平成26年4月2日生～平成29年4月1日生)の児童で認定こども園の利用を希望する場合
募集期間 ● 10月1日(火)～31日(木)
申込先 ● 小鹿野庁舎・住民生活課
申込書類 ● 住民生活課及び町内の各保育所(園)で10月1日(火)より配布します。(現在町外の施設に通っている人には送付します。)
保育料 ● 子どもの年齢・世帯の町民税額・保育時間によって算定されます。

入所(園)承諾 ● 審査を行い、入所(園)の可否を決定し、1月末までに通知します。認定こども園については、内定の連絡後、各園と契約を行ってください。
その他
① 他市町村の保育所(園)へ入所を希望する場合は、町内の保育所(園)への申込に準じ、住民生活課に申込書を提出してください。
② 5月以降に入所(年度途中の入所)を希望する場合は、入所希望日(各月1日)の前々月末日までに申込書を住民生活課に提出してください。
③ 来年度、町の幼稚園・保育所の統廃合がありますのでご注意ください。
④ 保育所(園)・認定こども園にはそれぞれに特色があります。入所(園)についてのご質問等は、住民生活課までお気軽にお問い合わせください。
問合せ ● 小鹿野庁舎・住民生活課 子育て包括支援室 ☎75-4101

障害者を対象とした 町職員・臨時職員を募集します(障害者雇用)

受験資格 ● 日本国籍を有し、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人で、次のいずれかに該当する人です。
① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1～6級)の交付を受けている人
② 療育手帳又は知的障害者であることの判定書交付を受けている人
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
■ 正職員
業務内容 ● 一般事務 **募集人員** ● 若干名
試験方法 ● 作文及び面接試験
採用日 ● 令和2年4月1日

■ 臨時職員
業務内容 ● 作業員(草刈り・道路補修等)、一般事務補助
募集人員 ● 若干名
給与 ● 時給930円(規定により通勤手当を支給)
勤務時間 ● 週30時間程度
選考方法 ● 面接
申込&問合せ ● 正職員、臨時職員ともに11月15日(金)までに市販の履歴書に写真を貼り必要事項を記入のうえ、小鹿野庁舎・総務課へ郵送又は持参してください。後日、試験(面接)等の日時を連絡します。
小鹿野庁舎・総務課 ☎75-1221



こんにちは。町長です。

移住促進について

皆様もご承知のとおり、町では人口減少が加速的に進行しています。その原因は若者の流出に伴うものであり、その結果子どもの出生数が著しく減少しています。もちろん人口減少に歯止めをかけるには、若者の定住が一番であり、現在、町に求められている大きな課題であります。

この若者定住のための施策と併せて、町で推進しているのが町外からの移住者の促進であります。もちろんこの移住者の中には、Uターンの方も含まれています。

町では、以前から定住促進奨励金交付事業(転入して2年以内の住宅取得について取得した家屋の固定資産税相当額を条件に応じた期間、奨励金として交付)、民間賃貸住宅家賃助成金交付事業(45歳以下の転入世帯などを対象に、民間賃貸住宅の家賃に対し、月1万円の補助金を最長2年間交付)、空き家バンク事業など主に住む場所の確保対策を進めてまいりました。

私が町長に就任してから、これまで進められてきた経済的支援施策に併せ、ソフト面の施策を中心に事業の充実を図っています。そのひとつが町の魅力を町外に伝えるため、移住促進担当の地域おこし協力隊員により、移住促進のための町のPR活動などを積極的に実施しています。また、移住相談窓口を平成30年9月より役場庁舎に開設、相談員として総合政策課企画担当職員、地域おこし協力隊員を配置し、平日役場庁舎開庁時に窓口、電話及びメールでの相談受付を実施してまいりました。主な相談内容として、住まい(民間賃貸物件、空き家バンク物件等)の紹介、生活環境・文化等の案内、仕事の紹介等を実施しています。

さらに平成31年4月より町観光交流館1階に休日相談窓口を開設し、移住コーディネーターを配置しました。昨年9月から今年8月末日までの相談件数は、役場窓口と休日窓口を合わせて171件でした。

また、地域おこし協力隊を中心に移住関連イベントにも積極的に参加して町のPRを実施したり、移住情報を集約するため町のホームページに移住ポータルサイトを開設し、住まい、仕事、子育てなど生活に係る移住の情報発信が電子媒体を通じ、できるようにいたしました。

今年8月からは新たな試みとして、町営住宅松坂団地内にある医師用住宅2棟を、お試し住宅として改修整備いたしました。対象者は秩父地域以外に住所があり、町に移住を検討している人です。

町では、このほかにもいろいろな移住施策を実施していますが、移住のポイントとなるのは移住を希望される方に町を良く知っていただき、好きになってもらうことが肝要だと思います。

小鹿野町長 森 真太郎